平成２０年（フ）第２７８号
北海道上川郡東神楽町19号南４番地、商業登記簿上の住所北海道旭川市常盤通３丁目1971番地の２
破産者　竹内木材工業合資会社
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２９２号
北海道釧路市入舟３丁目２番17号
破産者　浜石油販売株式会社
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第４０３号
北海道釧路市東川町12番４号
破産者　株式会社たかもとプランニング
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１１４号
釧路市大町６丁目４番６号
破産者　有限会社おだこんぶ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第３０３号
秋田県男鹿市船川港台島字鵜ノ崎62番地２
破産者　北日本観光株式会社
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６号
群馬県伊勢崎市日乃出町703番地５
破産者　株式会社グローブ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第８０号
東京都豊島区巣鴨１丁目26番４号
破産者　株式会社システム・ドゥ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第３０号
千葉県香取市佐原イ3263番地
破産者　山﨑妃佐子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成１８年（フ）第１４７２号
東京都武蔵村山市本町２丁目57番地の２
破産者　有限会社菊姫電工
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１８年（フ）第１４７３号
東京都武蔵村山市本町２丁目57番地の２
破産者　平居　輝久
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４１９号
横浜市旭区若葉台３丁目８番1408号
破産者　有限会社エクステリアトラスト
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７２７号
岐阜県羽島市竹鼻町錦町80番地
破産者　東映建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
大阪府泉南郡熊取町青葉台１丁目７番２号
破産者　株式会社ニシダ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
奈良県生駒市山崎新町３番38―305号
破産者　株式会社ヒカリスポーツ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５号
鳥取県倉吉市明治町1032番地
破産者　株式会社倉吉ナショナル会館
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目107番10号　サンヒルズ武岡201号
破産者　中島　洋子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市立伏町948番地220、開始時栃木県芳賀郡益子町大字前沢214番地２
破産者　三宅洋一郎
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１２号
群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂2411番地の１
破産者　牛木　好雄
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
群馬県伊勢崎市富塚町266番地６　カトゥーンパレス102
破産者　岩崎　　武
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第７６２号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目16番６号、開始決定時の住所埼玉県狭山市狭山17番20号
破産者　宮澤　　勲
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７５号
埼玉県坂戸市西坂戸５丁目40番地３　サン・ロイヤル弐番館105号室、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目14番３―405号コンフォール若葉
破産者　鈴木涼太郎
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部